



下栗町交番 だより

宇都宮南警察署
下栗町交番
令和8年5月号
TEL028-635-0338

～「消費者月間」について～

- 1 実施期間
5月1日から31日までの1か月間（悪質商法の手口を知りましょう！）
 - 2 「悪質商法」って何？
悪質商法とは、組織的・反復的に敢行される商取引で、それ自体に違法又は不当な手段等が組み込まれたものをいいます。
 - 3 具体的な手口
幅広い年齢層を狙い、SNSやマッチングアプリで接近、「必ず儲かる」、「楽に収入が得られる」と、マルチ商法やFX等投資話（情報商材）を執拗に勧誘するもの。
 - 4 被害にあわないためのポイント
「う」～うまい話を信用しない！
「そ」～そうだんする！
「つ」～つられて返事をしない！すぐに契約しない！
「き」～きっぱり！ はっきり！ 断る！
 - 5 早期に相談を
「変だな」と思ったら、早めに警察等に相談してください。
SNSで華やかに見えたり、親しい人からの誘いでも注意してください。
- ☆ 不安を感じたときの相談窓口 ☆
- 警察署または警察本部 ○ 警察相談専用電話（「#9110番」）
 - 県の消費生活センター、または市町の消費生活相談窓口
（消費者ホットライン「188番」）



～「自転車の安全で適正な利用」について～



- ☆自転車に乗るときはヘルメットをかぶろう☆
「自転車とヘルメットはワンセット」を合言葉に、頭部保護に効果のあるヘルメットを着用し、自分の命を守りましょう。
- ☆自転車に命を守る反射材を付けよう☆
自転車に反射シールや反射材用品を付けることは交通事故防止に非常に有効です。
また、自分自身も靴に反射シールを付けたり、反射タスキ等の反射材用品を身に着けたりするなど目立つように心掛け、自分の存在を知らせましょう。

～みんなで作ろう安心のまち～

